

知多市立地適正化計画による届出制度について

知多市では、都市再生特別措置法に基づく「知多市立地適正化計画」を策定しました。

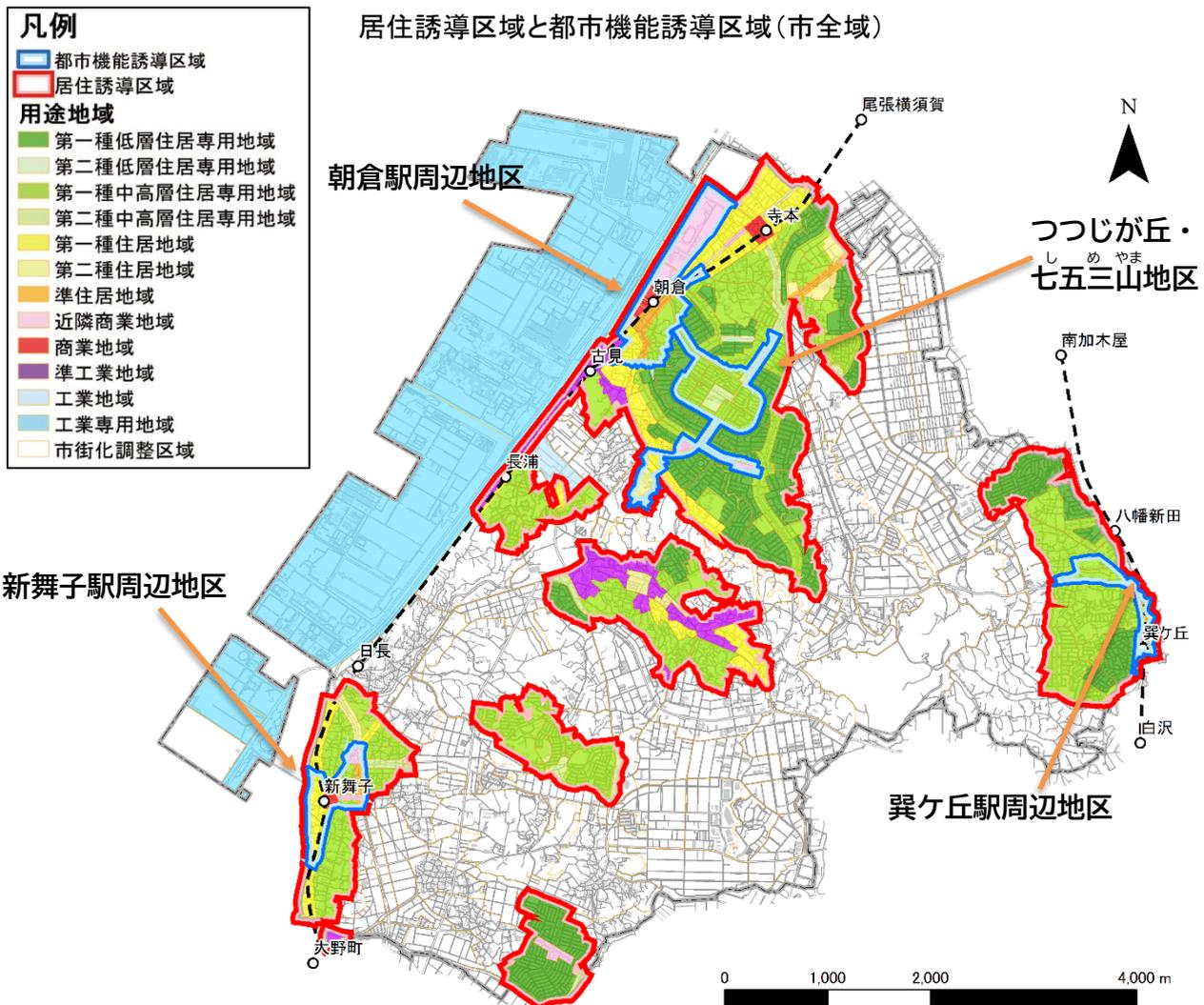
居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の建築目的の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は都市再生特別措置法第88条の規定により、都市機能誘導区域外で、誘導施設の建築目的の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は都市再生特別措置法第108条の規定により、開発行為等に着手する30日前までに、市長への届出が必要です。

また、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、都市再生特別措置法第108条の2の規定により、休止又は廃止する30日前までに、市長への届出が必要です。

届出の対象となる行為



立地適正化計画における誘導区域



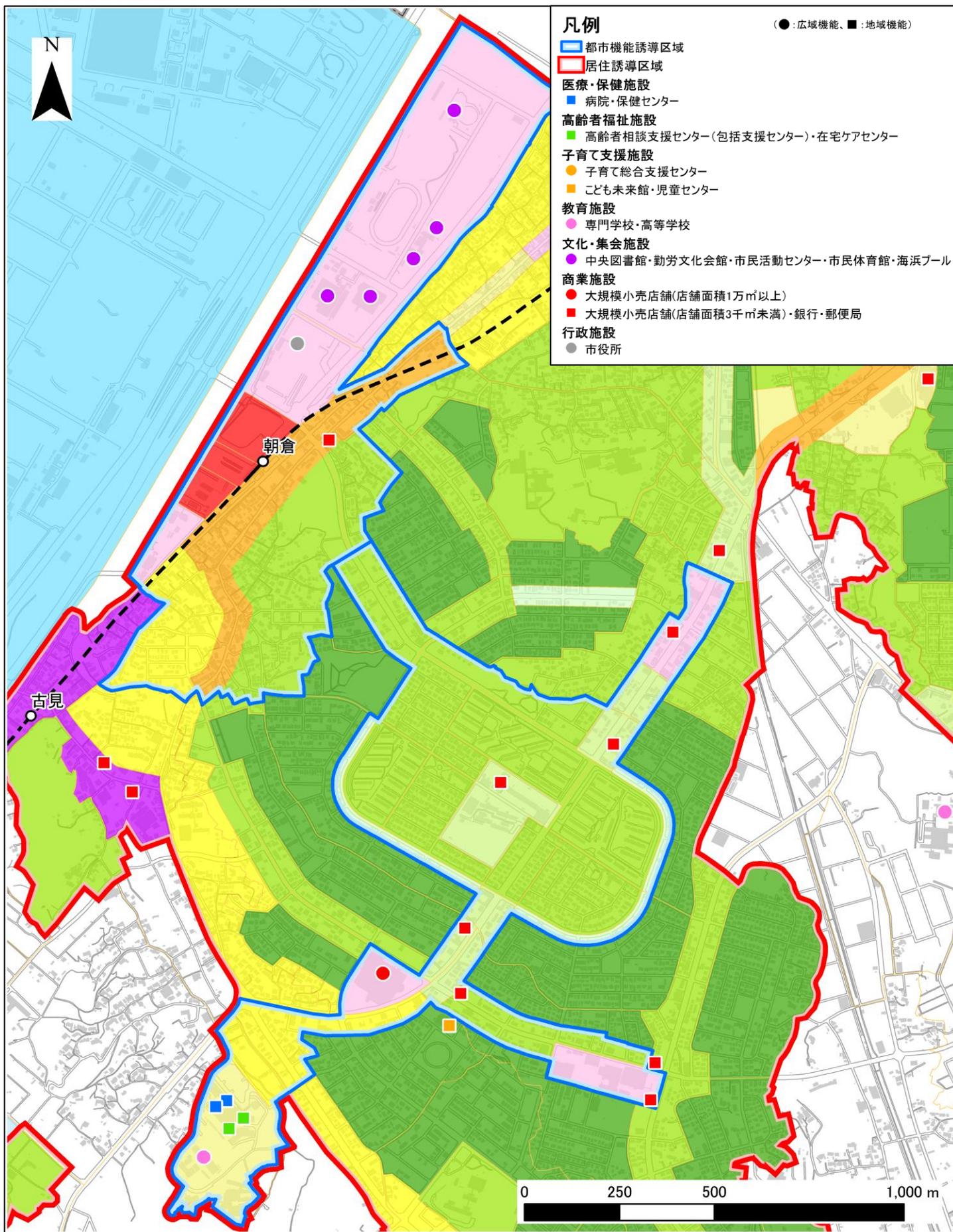
<居住誘導区域に含まない区域>

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域
- 建築基準法に規定する災害危険区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

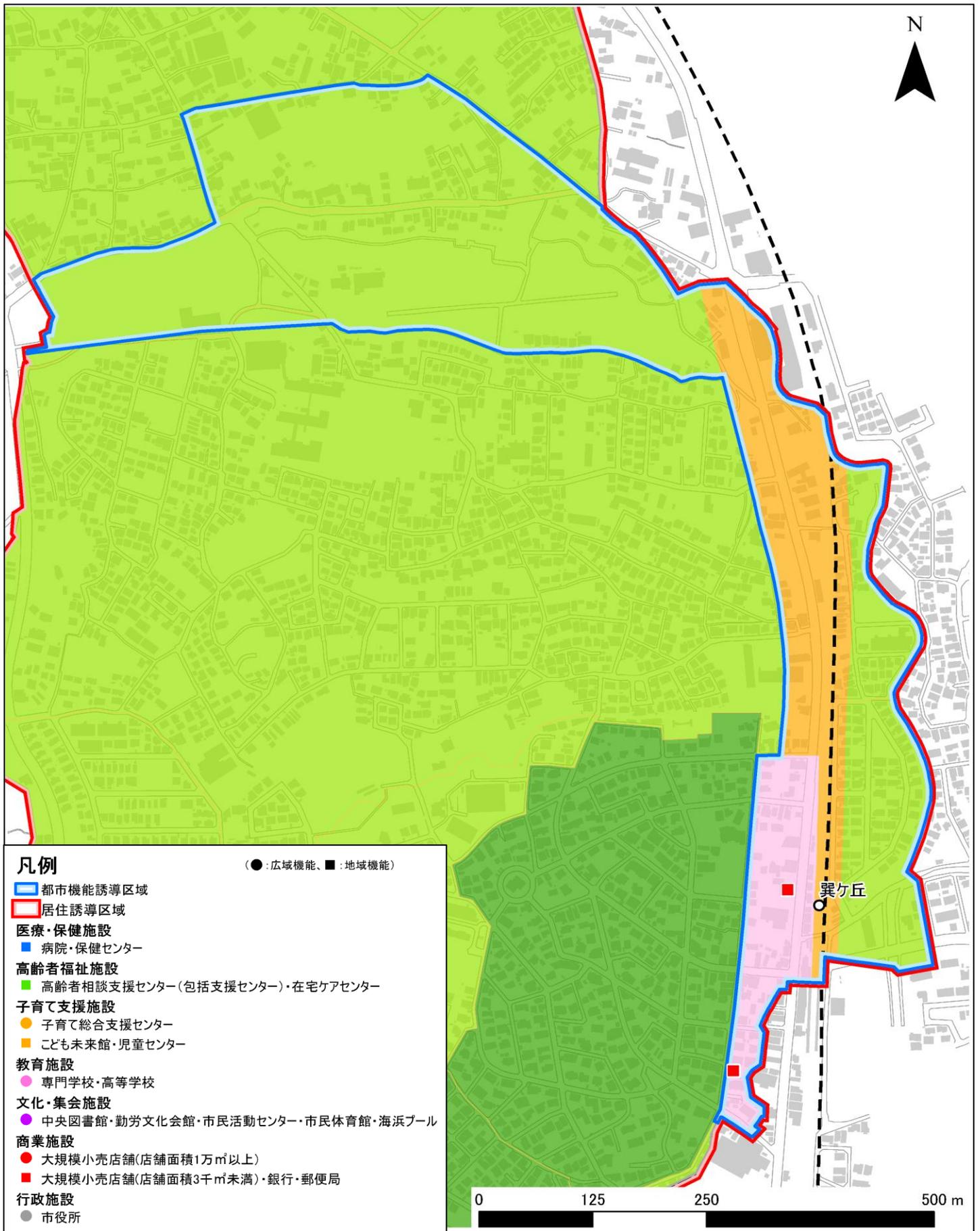
※他法令に基づき区域変更があった場合には、変更後の区域に準じます。なお、区域の詳細については、担当部局に確認してください。

居住誘導区域と都市機能誘導区域(拡大図)

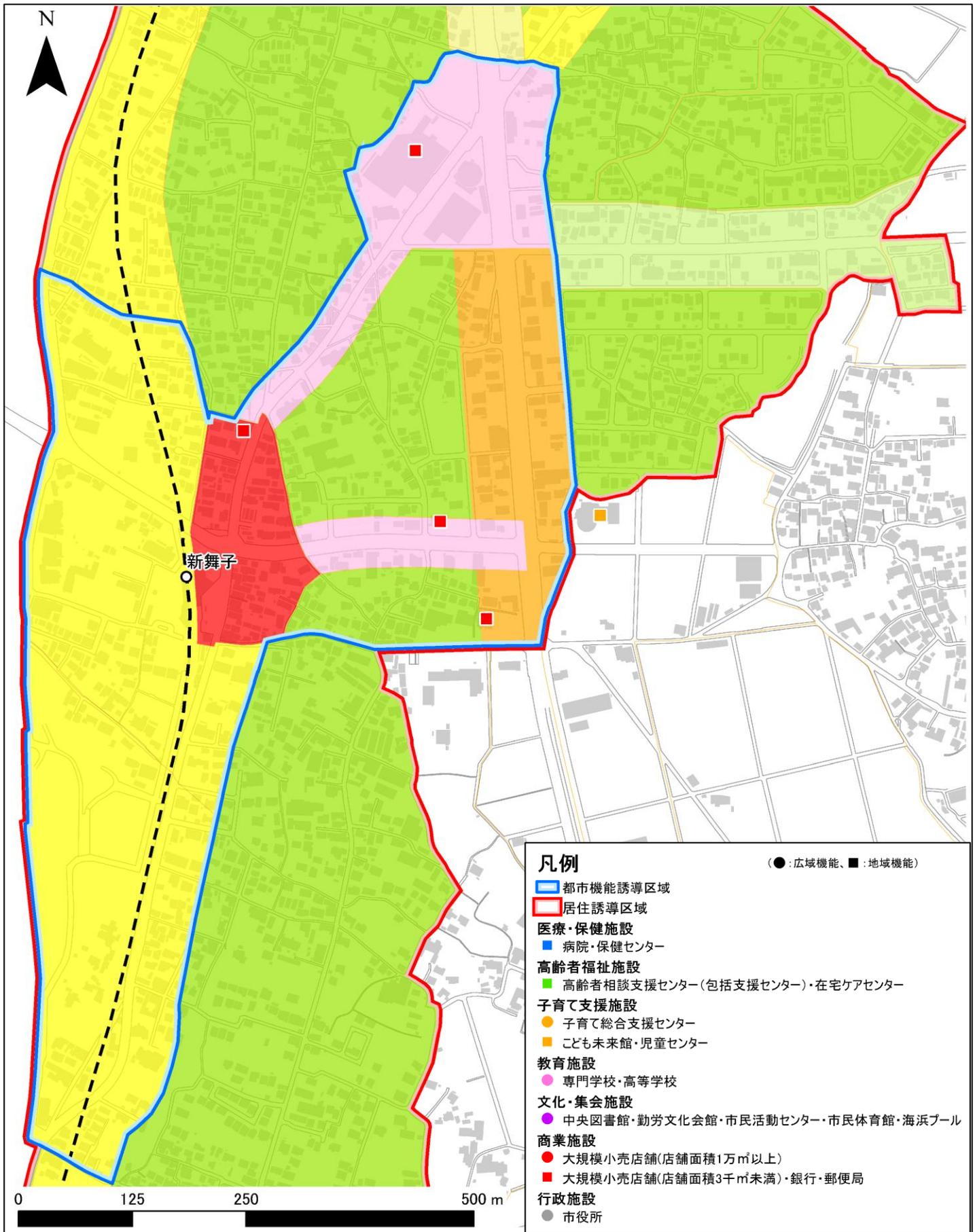
【朝倉駅周辺地区、つつじが丘・七五三山地区】



【巽ヶ丘駅周辺地区】



【新舞子駅周辺地区】



居住誘導に係る届出

<届出が必要な行為>

居住誘導区域外では、都市再生特別措置法第88条の規定により、以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要です。

居住誘導区域外で届出の対象となる行為

○開発行為	○建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合</p>
<p>①の例示 3戸の開発行為</p> <p>届</p> 	<p>①の例示 3戸の建築行為</p> <p>届</p> 
<p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為</p> <p>届</p> 	<p>1戸の建築行為</p> <p>不要</p> 
<p>800㎡ 2戸の開発行為</p> <p>不要</p> 	

都市機能誘導に係る届出

<届出が必要な行為>

①都市機能誘導区域外における行為

都市機能誘導区域外では、都市再生特別措置法第108条の規定により、誘導施設の開発行為や建築行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要です。

なお、都市機能誘導区域ごとに届出の対象となる誘導施設を定めています。6ページで届出の対象となる施設と届出の対象となる区域を整理しており、ご確認ください。

都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

②都市機能誘導区域内における行為

都市機能誘導区域内では、都市再生特別措置法第108条の2の規定により、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止の30日前までに市長への届出が必要です。

〈届出の対象となる施設〉

届出の対象となる施設は、以下のとおりです。

誘導施設の定義

誘導施設		定 義
ア 医療・保健施設	保健センター	地域保健法第18条第1項の規定により定められた施設
イ 高齢者福祉施設	高齢者相談支援センター	介護保険法第115条の46第1項の規定により定められた施設
ウ 子育て支援施設	駅利用者等の幅広い利用者を想定する施設	にぎわいの交流拠点として、図書館との相乗効果が期待され、図書館と一体的に整備する施設
オ 文化・集会施設	中央図書館	図書館法第2条第1項の規定により定められた施設
	勤労文化会館	知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の規定により定められた施設
	市民活動センター	知多市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定により定められた施設
	歴史民俗博物館	博物館法第2条第1項の規定により定められた施設
	市民体育館	知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の規定により定められた施設
カ 商業施設	3千㎡～1万㎡未満	大規模小売店舗立地法第2条の規定により定められた大規模小売店舗のうち、店舗面積が3千㎡～1万㎡未満の施設
	1万㎡以上	大規模小売店舗立地法第2条の規定により定められた大規模小売店舗のうち、店舗面積が1万㎡以上の施設
キ 行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する事務所

〈届出の対象となる区域〉

誘導施設と届出の対象となる区域は、以下のとおりです。

誘導施設と届出の対象となる区域

(○:届出必要、—:届出不要)

誘導施設		区域外	都市拠点	副次的都市拠点		
			朝倉駅 周辺地区	つつじが丘・ しめやま 七五三山地区	巽ヶ丘駅 周辺地区	新舞子駅 周辺地区
ア 医療・ 保健施設	保健センター	○	○	—	○	○
イ 高齢者 福祉施設	高齢者相談支援センター	○	○	—	○	○
ウ 子育て 支援施設	駅利用者等の幅広い 利用者を想定する施設	○	—	○	○	○
オ 文化・ 集会施設	中央図書館	○	—	○	○	○
	勤労文化会館					
	市民活動センター					
	歴史民俗博物館					
	市民体育館					
カ 商業施設	3千㎡～1万㎡未満	○	○	—	—	—
	1万㎡以上	○	—	—	○	○
キ 行政施設	市役所	○	—	○	○	○

届出に必要な書類

届出は、以下の行為により、あらかじめ定められている届出書様式に添付図書を添えて、行為に着手する日の30日前までに、**正本・副本**の2部を提出してください。なお、届出は都市計画法第29条に基づく開発許可申請や都市計画法第43条に基づく建築許可申請、建築基準法第6条に基づく建築確認申請等と同時又は先行して提出をお願いします。

① **居住誘導区域外**で住宅等の開発行為又は建築行為を行おうとする場合

【届出書様式】

- ◆ 開発行為の場合 届出様式－1
- ◆ 建築行為の場合 届出様式－2
- ◆ 上記2つの届出内容を変更する場合 届出様式－3

【添付書類】

◆ 開発行為の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

◆ 建築行為の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

◆ 上記2つの届出内容を変更する場合

- ・当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

※以下に掲げる行為については、届出を要しない場合があります。

- ・軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

②都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為又は建築行為を行おうとする場合

【届出書様式】

- ◆開発行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式－4
- ◆建築行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式－5
- ◆上記2つの届出内容を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式－6

【添付書類】

◆開発行為の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

◆建築行為の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

◆上記2つの届出内容を変更する場合

- ・当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

③都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止をしようとする場合

【届出書様式】

- ◆誘導施設を休止・廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式－7

【添付書類】

◆誘導施設を休止・廃止する場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）

※以下に掲げる行為については、届出を要しない場合があります。

- ・軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

●届け先

知多市役所都市整備部都市計画課

〒478-8601 知多市緑町1番地

届出書様式	:届出様式－1(開発行為の場合).....	P11
	:届出様式－2(建築行為の場合).....	P12
	:届出様式－3(上記2つの届出内容を変更する場合).....	P13
	:届出様式－4(開発行為の場合).....	P14
	:届出様式－5(建築行為の場合).....	P15
	:届出様式－6(上記2つの届出内容を変更する場合).....	P16
	:届出様式－7(誘導施設を休止・廃止する場合).....	P17
届出書様式(記入例)	:届出様式－1の記入例.....	P18
	:届出様式－2の記入例.....	P19
	:届出様式－3の記入例.....	P20
	:届出様式－4の記入例.....	P21
	:届出様式－5の記入例.....	P22
	:届出様式－6の記入例.....	P23
	:届出様式－7の記入例.....	P24
届出に関するQ&A.....		P25

※様式は、都市計画課ホームページからダウンロードできます。

(URL : <https://www.city.chita.lg.jp/soshiki/toshikeikakuka/toshikeikaku/>)

届出様式－1

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係 様式第10)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>知多市長 様</p> <p>届出者住所</p> <p>氏名</p> <p>連絡先 — —</p>		
<p>開発行為の概要</p>	<p>1 開発区域に含まれる地域の名称</p>	
	<p>2 開発区域の面積</p>	平方メートル
	<p>3 住宅等の用途</p>	
	<p>4 工事の着手予定年月日</p>	年 月 日
	<p>5 工事の完了予定年月日</p>	年 月 日
	<p>6 その他必要な事項</p>	<p>住宅戸数： 戸</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－２

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係 様式第11)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 </p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>知多市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在、地番： 地 目： 面 積： 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>戸 数： 戸</p> <p>工事の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－3

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係 様式第12)

行為の変更届出書

年 月 日

知多市長 様

届出者住所

氏名

連絡先

— —

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式－4

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係 様式第18)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>知多市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－5

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係 様式第19)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> } 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>知多市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地 目： 面 積： 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 年 月 日 工事の完了予定年月日： 年 月 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－6

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係 様式第20)

行為の変更届出書

年 月 日

知多市長 様

届出者住所

氏名

連絡先 — —

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式－7

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2 関係 様式第21)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

知多市長 様

届出者住所

氏名

連絡先 — —

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：
用途：
所在地：
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出様式－1

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係 様式第10)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

知多市長 様

行為に着手する30日前の日を記入してください。

開発区域の所在地(地番)を記入してください。

届出者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	知多市○○町○丁目○番
	2 開発区域の面積	――平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数： 3 戸

建築基準法に基づく用途を記入してください。

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－２

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係 様式第11)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p> 該当する項目を囲んでください。 </p> <p> 行為に着手する30日前の日を記入してください。 </p> <p> ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。 </p> <p> 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日 知多市長 様 </p> <p>届出者住所 知多市○○町○丁目○番</p> <p>氏名 知多 一郎</p> <p>連絡先 ○○○○-○○--○○○○</p> <p> について、下記により届け出ます。 </p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在、地番：知多市○○町○丁目○番</p> <p>地目：宅地</p> <p>面積：○○平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>共同住宅</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>戸数：10戸</p> <p>工事の着手予定年月日：元号 ○年○○月○○日</p> <p>工事の完了予定年月日：元号 ○年○○月○○日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－3

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係 様式第12)

行為の変更届出書

行為に着手する30日前の日を記入してください。

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

知多市長 様

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

2 変更の内容

・戸数の変更

[変更前] 共同住宅 8戸 ⇒ [変更後] 一戸建ての住宅 13戸

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式－４

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係 様式第18)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

知多市長 様

行為に着手する30日前の日を記入してください。

届出者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	知多市○○町○丁目○番
	2 開発区域の面積	○○平方メートル
	3 建築物の用途	保健センター
	4 工事の着手予定年月日	元号 ○ 年○○月○○日
	5 工事の完了予定年月日	元号 ○ 年○○月○○日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－5

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係 様式第19)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当する項目を囲んでください。

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○

知多市長 様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

行為に着手する30日前の日を記入してください。

届出者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：知多市○○町○丁目○番 地目：宅地 面積：○○平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（床面積4,000平方メートル）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：元号 ○年○○月○○日 工事の完了予定年月日：元号 ○年○○月○○日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式－6

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係 様式第20)

行為の変更届出書

行為に着手する30日前の日を記入してください。

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

知多市長 様

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

2 変更の内容

・商業施設 床面積の変更

[変更前] ○○平方メートル ⇒ [変更後] ○○平方メートル

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式－ 7

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2 関係 様式第21)

誘導施設の休廃止届出書

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

知多市長 様

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

者住所 知多市○○町○丁目○番

氏名 知多 一郎

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

該当する項目を囲んでください。

1 休止（**廃止**）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：○○○○

用途：○○○○

所在地：知多市○○町－丁目○番

2 休止（**廃止**）しようとする年月日

元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（**廃止**）に伴う措置

(1) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

事務所

(2) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出に関する Q&A

Q1. 届出の開始日はいつからですか。

A 計画を公表したとき(令和3年3月1日)からです。

Q2. 着工する30日前とはいつですか。

A 工事着手予定日の30日前です。

Q3. 着手する30日前までに提出が必要となっていますが、公表から30日以内に工事に着手する場合(例えば、3月1日に公表し、3月15日に着手する場合)、計画公表前ですが、届出が必要ですか。

A 計画公表後、すみやかに届出をお願いします。

Q4. 届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか。

A 敷地が届出対象区域の内外にわたる場合、届出対象区域内での建築・開発が届出要件を満たせば届出の対象となります。

Q5. 複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は対象となるのですか。

A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q6. 1つの建築物で、複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれ施設ごとに必要ですか。

A 誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。

Q7. 開発行為時に届出を行った場合でも、建築行為時に届出は必要ですか。

A 開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要です。

Q8. 3戸の建売住宅を同時期に建築する予定なのですが、届出の対象となりますか。

A 届出者及び着手日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、届出の対象となります。

Q9. 開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか。

A 法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に市が把握し、(誘導区域へと誘導するための)国の支援等の情報提供などを行うためのものですので、開発許可申請や確認申請等に先立ち届出をお願いします。

Q10. 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。

A 変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

Q11. 届出をしなかった場合、罰則はありますか。

A 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。(都市再生特別措置法第130条)

お問合せ先：知多市都市整備部都市計画課

〒478-8601 知多市緑町1番地 Tel：0562-36-2668（直通）